

森林整備地域活動支援交付金での留意事項

(1) 「境界明確化」について

同意書（本人・隣接所有者）、境界の保存方法（木の切れ端、テープ等は×、簡単には消失しないよう杭で保存する）の不備がないようにしてください。

(2) 「間伐の実施」について

「経営委託」、「間伐促進」は計画期間内に間伐を実施する必要があります。間伐の未実施がないようにしてください。

(3) 申請、報告等について

- ・ 申請について（県の独自運用について）

島根県では、交付金の申請を行う際の「積算基礎森林面積の算定方法」について、独自の運用を行っているので、注意が必要です。

- ・ 申告書及び報告書について

要綱や要領を確認し、最新の様式を使用するよう注意してください。

(4) 事業の着手年月日について

事業の着手年月日については、交付決定日と協定締結日のうち、遅い日となります。ただし、協定締結を行った後に、交付決定前着手届（やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合）が提出されれば、交付決定前でも着手を行うことが可能です。また、交付決定前着手届は内容の審査に日数を要するため、届出日と着手日の間隔に余裕を持たせて提出してください。